

警察官職務執行法の一部を改正する法律案要綱

1 被害切迫者に対する被害を防止するための措置に関する規定の整備

警察官は、重大犯罪が行われ、又は実行に着手されたことを認めた場合において、同種の重大犯罪により被害が発生することとなると判断すべき具体的な事実が認められ、その被害切迫者が特定されているなどの場合には、当該被害切迫者に対して、直ちに当該被害切迫者において当該被害が拡大し、又は発生することを防止するために必要な措置をとらなければならないこととする。（第八条関係）

2 被害防止電子計算機調査に関する規定の整備

（１）警察庁長官は、警察庁又は都道府県警察の警察官のうちから、必要な知識及び能力を有すると認められる警察官を被害防止電子計算機調査官として指名するものとする。（第九条第一項関係）

（２）被害防止電子計算機調査官は、重大犯罪が行われ、又は実行に着手されたことを認めた場合において、当該重大犯罪が数人の共謀により行われ、又は実行に着手されたと認められるなどのときは、当該重大犯罪の犯人が犯人間の相互連絡又は被害切迫者への連絡に用いたと認める合理的な理由のある電子計算機に電気通信回線を介して接続して、当該電子計算機に記録された電磁的記録のうち、１の措置をとるために必要な情報に係るものを複写し、これを取得することができることとする。（第九条第二項関係）

（３）被害防止電子計算機調査官は、（２）の措置を実施する場合には、あらかじめ、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得なければならないこととする。（第九条第三項関係）

（４）被害防止電子計算機調査官は、（２）の措置等の際し、（３）の許可に係る電磁的記録に該当しないもの又はこれに係る情報を取り扱った場合において、当該電磁的記録又は情報を１の措置の実施に当たる警察官その他の者に提供してはならないこととするとともに、当該措置等が終了したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、直ちに、当該電磁的記録の全てを消去しなければならないこととする。（第九条第六項関係）

（５）被害防止電子計算機調査官は、（２）の措置を実施したときは、一定の場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該措置の対象となった電子計算機を特定するために必要な事項等を当該電子計算機の利用者に通知するものとする。（第九条第八項関係）

（６）被害防止電子計算機調査官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会に報告しなければならないこととするとともに、当該報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る処置が適切に行われたかどうかを確認するなどするものとする。（第九条第九項、第十項関係）

3 その他

その他所要の改正を行う。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) その他関係法律について所要の改正を行う。(附則第二項関係)